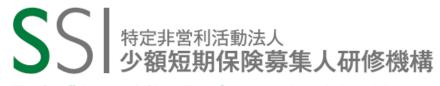
少額短期保険募集人試験 受験対策問題集



The Small Amount & Short Term Insurance Association of Japan

作成日 2013/2/25

特定非営利活動法人 少額短期保険募集人研修機構

はじめに

この問題集は、少額短期保険募集人を目指す皆様向けの受験対策問題集です。

少額短期保険の販売に携わる皆様においては、募集人資格に必要な知識の習得と少額短期保険募集人試験に合格しなければなりません。

本問題集では、募集人試験の過去問題や出題が予想される問題を402問収録しました。

ご自分の学習ペースに合わせて、また、苦手な分野に集中して取り組むなど、 お一人お一人に合った活用方法が可能です。

ぜひ、学習する際はテキストと問題集を並行して進めて、受験前の学習成果 確認と理解度をはかる目安としてご活用ください。

特定非営利活動法人 少額短期保険募集人研修機構

少額短期保険募集人試験受験対策問題集

K-304

Ver. 2 2013年2月25日作成

※少額短期保険募集人教育テキスト 2013 (平成 25) 年4月版 対応

本問題集の利用にあたっては、一部のみの使用や無断転載・転用等を禁止します。

■試験の概要

試験名	少額短期保険募集人試験
市工版大台	
	<u>次の各号に掲げるすべての条件を満たす者</u>
	・少額短期保険募集人として保険募集に従事しようとする者
	・各少額短期保険業者(又は準備会社。以下同様)が定める所定の研修を
受験の条件	履修した者
	・各少額短期保険業者が定める基準に該当する者
	・保険業法および少額短期保険業者向けの監督指針に定める条件を満たす者
	または満たす予定である者
試験形式	コンピュータ(CBT 方式)による択一形式
直以適欠力シエリ	※テキストなどの持ち込みはできません。
問題数	合計 50 問
試験時間	60分
	各カテゴリーより、次のとおり出題されます。
	1. 保険の基礎知識 5問(10点)
=4504.0	2. 少額短期保険業 7問(14点)
試験内容	3. コンプライアンス 30問(60点)
	4. 保険商品の概要 4問(8点)
	5. 保険の周辺知識 4問(8点)
合格基準	70点
結果発表	試験終了と同時に確認
	本試験は、少額短期保険募集人研修機構で作成している
学習の手引き	「少額短期保険募集人教育テキスト」より出題されます。
	※本テキスト中の(注)および(参考)は出題の対象外となります。
試験予約期間	試験日の3ヶ月前~3日前
実施日程	年末年始を除く毎日実施 ※会場により異なります。
受験料	¥4,000(税込) ※決済手数料は受験者負担となります。
TT FOUN	コンビニエンスストア決済(決済手数料:210円)
受験料	Pay-easy(ペイジー) 決済 (決済手数料: 210円)
支払方法	受験チケット決済(事前購入。手数料:63円/1試験チケット)
申し込み方法	インターネットによる申込み

もくじ

第1編 保険の基礎知識	1
1. 正誤問題	1
2. 語群選択問題	4
第2編 少額短期保険業	5
1. 正誤問題	5
2. 語群選択問題	8
第3編 コンプライアンス	9
1. 正誤問題	9
2. 語群選択問題	21
第4編 保険商品の概要	24
1. 正誤問題	24
2. 語群選択問題	26
第5編 保険の周辺知識	27
1. 正誤問題	27
2. 語群選択問題	
解答	31
第1編 保険の基礎知識	31
第2編 少額短期保険業	31
第3編 コンプライアンス	32
第4編 保険商品の概要	34
第5編 保険の周辺知識	35

第1編 保険の基礎知識

第1編では、「保険のしくみと役割」「保険の種類とあらまし」の理解度をチェックします。

1. 正誤問題

問No.	問題文	解答欄
1	リスクとは、偶然な出来事によって「損失が発生する可能性」をいいますが、これは、将来損失が発生するか発生しないかが不確実であることを意味しています。	
2	火災で焼失した住宅の再築中に臨時にアパートを賃借するなど、物的損害にともなって余分な費 用が発生する費用リスクは、「賠償責任リスク」に属します。	
3	火災で焼失した住宅の再築中に臨時にアパートを賃借するなど、物的損害にともなって余分な費 用が発生する費用リスクは、人的リスクに含まれます。	
4	店舗や工場に火災が発生したため長期間にわたって休業を余儀なくされ、利益が減少する休業リスクは、「物的リスク」に含まれます。	
5	店舗や工場に火災が発生したため長期間にわたって休業を余儀なくされ、利益が減少する休業リスクは、「賠償責任リスク」に含まれます。	
6	リスクのうち、人的リスクとは、世帯主・家族の死亡·ケガ・病気や労災事故による従業員の死傷 によって、個人や企業が経済的損失を被る可能性をいいます。	
7	リスクとは、偶然な出来事によって「損失が発生する可能性」をいいますが、高齢社会を迎え、 長生きリスク(生存リスク)は個人にとって大きなリスクとなっています。	
8	リスク対策とは、保険を付保するなど、損失発生後の対策を講じることであり、損失の発生を未 然に防止する「リスクの防止と軽減」は、リスク対策ではありません。	
9	事故によって損失が発生した場合、経済的復旧を図る方法として、「貯蓄」と「保険」がありますが、保険には、保険を付けた直後に事故が発生しても損失が保障(補償)されるという利点があります。	
10	日常ひんぱんに発生する小さな損害に対して保険を付けることは、必ずしも経済的とはいえず、また、偶然性に欠ける損害は保険の対象にはなりません。	
11	日常ひんぱんに発生するが損害の小さいリスクは「移転(保険の付保)」し、発生ひん度は低いが 損害の大きいリスクは「保有(損失の自己負担)」することが、リスク対策上、合理的な方法です。	
12	日常ひんぱんに発生するが損害の小さいリスクは保有(損失の自己負担)し、発生ひん度は低いが損害の大きいリスクは移転(保険の付保)することが、合理的な方法です。	
13	保険制度は、「一人は万人のために、万人は一人のために」という相互扶助の精神によって成り立っています。	
14	保険は、一人ひとりにとっては偶然な事故であっても、大量に観察することによって、全体として損失の発生がどの程度になるかを確率的に予測できるという「収支相等の原則」を応用したしくみです。	

問No.	問題文	解答欄
15	保険制度は、一人ひとりにとっては偶然な事故であっても、大量に観察することによって、全体として損失の発生がどの程度になるかを確率的に予測できるという「大数の法則」を応用したしくみです。	
16	個々の保険契約でみれば、保険料と保険金のバランスは保たれていないが、保険制度では、保険 契約全体で収支バランスが保たれるようになっており、これを「収支相等の原則」といいます。	
17	多くの保険加入者のなかには、保険業者が所定の保険金を支払わなければならない場合もあれば、 全く保険金が支払われないで保険契約が終了する場合もありますが、保険制度では、保険加入者 全体で収支バランスが保たれるようになっており、これを「公平の原則」といいます。	
18	保険制度では、「公平の原則」によって、死亡率や各種の損害統計に基づき保険料率が算出され、 被保険者や保険の対象の危険度に応じた保険料が定められています。	
19	保険制度では、死亡率や各種の損害統計に基づき保険料率が算出され、被保険者や保険の対象の 危険度に応じた保険料が定められていますが、これを「大数の法則」といいます。	
20	保険契約は、保険契約者と保険業者の合意によって成立しますが、実務上は、保険契約者が保険 契約申込書に所定の事項を記載して契約を申込み、保険業者が契約の引受けを承諾することによって成立します。	
21	保険契約は、保険募集人が保険契約者に代わって契約を申し込み、保険業者が契約の引受けを承諾することによって成立します。	
22	保険契約において、保険約款に規定がない事項については保険法の規定が、保険法に規定がない 事項については商慣習が、商慣習にもない事項については、民法の規定が適用されます。	
23	保険約款は、契約自由の原則に基づき、保険法の強行規定に反しない限り、保険法に優先して適用されます。	
24	保険法の規定と保険約款の規定が異なる場合、いかなる場合も保険法の規定が優先して適用されます。	
25	普通保険約款の規定と特約の規定が異なる場合、普通保険約款の規定が優先して適用されます。	
26	特約は、普通保険約款に定めれられている内容を修正して、保障(補償)内容を変更したり、保険料を分割払いにしたりするものであり、普通保険約款に優先して適用されます。	
27	保険者とは、保険金支払いの対象となる事故が生じたときに、保険金支払いの義務を負う者のことをいい、少額短期保険業者などの保険業者がこれにあたります。	
28	保険者とは、少額短期保険業者に自らの名前で保険契約の申込みをし、保険契約を締結する者のことをいい、保険料の支払義務を負います。	
29	保険契約者とは、保険業者に自らの名前で保険契約の申込みをし、保険契約を締結する者のことをいうが、保険契約者は、自然人に限られ、法人は保険契約者になることはできません。	
30	保険金受取人とは、保険金を受け取るべき者のことをいい、生命保険契約や傷害疾病定額保険契約においては、必ず指定しなければなりません。	

問No.	問題文	解答欄
31	保険金とは、保険事故または給付事由が発生したときに、保険契約に基づいて保険業者が被保険者または保険金受取人に支払う金銭のことをいいます。	
32	保険金額とは、生命保険契約および傷害疾病定額保険契約では、契約時に定められた保険金支払いの限度額のことをいいますが、損害保険契約では、保険給付の額のことをいい、契約時に定められた金額が保険金として定額給付されます。	
33	保険期間とは、少額短期保険業者が保険金支払義務を負う期間のことをいいます。	
34	保険事故とは、損害保険契約では、保険業者が保険金支払義務を負う損害を発生させる偶然の事故をいい、生命保険契約では、被保険者の死亡または一定時期における生存をいいます。	
35	保険の対象とは、損害保険契約においては、保険事故によって損害が発生する可能性のある保険の目的物のことをいい、生命保険契約や傷害疾病定額保険契約では、保険の対象は被保険者となります。	
36	社会保険は、社会保障制度の一環として実施されているもので、代表的な保険としては国民健康 保険や雇用保険等があり、傷害疾病保険のがん保険も社会保険の一種です。	
37	社会保険は、多くの人々が保険料を拠出し損失を被った人に給付を行うという保険技術を利用し、死亡・疾病・ケガ・失業・老齢などに対して一定の給付を行い、所得または医療を保障する制度です。	
38	厚生年金保険は、自営業者を対象とする年金(保険)です。	
39	後期高齢者医療制度(長寿医療制度)は、高齢者の医療費を安定的に支えるため、現役世代と高齢者がその負担能力に応じて公平に負担することを目的とした制度で、70歳以上の者(寝たきりなど一定の障害状態にある場合は65歳以上)が対象となります。	
40	介護保険には、公的保険(社会保険)としての介護保険と、私的保険として傷害疾病保険に分類される介護保険とがあります。	
41	雇用保険では、労働者の業務上または通勤途上のケガ・疾病・障害・死亡に対して各種の給付が 行われます。	
42	雇用保険では、労働者が失業した場合、求職活動を継続していれば、失業期間を問わず、失業給付金が支給され続けます。	
43	労働者のための社会保険の1つである労働者災害補償保険(政府労災保険)では、補償の対象が 労働者の業務上のケガ等に限定されているため、通勤途上のケガ等は補償されません。	
44	労働者災害補償保険(政府労災保険)では、労働者の業務上または通勤途上のケガ・疾病・障害・死亡に対して、「療養補償給付」、「休業補償給付」、「障害補償給付」、「遺族補償給付」などの給付が行われます。	
45	生命保険は、被保険者が死亡したとき、または、一定時期に生存していた場合に、契約時に定めた金額が保険金として支払われる定額払いの保険です。	
46	損害保険は、偶然な事故によって損害が発生した場合に、契約時に定めた保険金額が保険金として支払われる定額払いの保険です。	

問No.	問題文	解答欄
1	保険には、危険度の異なるさまざまな人々が加入しているため、全員が同じ保険料では、不公平が生じます。例えば、高齢者は若い人よりも死亡率が「ア」、木造建物は鉄筋コンクリート建物よりも火災の発生率や損傷度が「ア」なっています。そこで、保険制度では、死亡率や各種の損害統計に基づき「イ」が算出され、被保険者や保険の対象の危険度に応じた公平な保険料が定められており、これを「ウ」といいます。	ア- イ- ウ-
2	保険契約は、実務上、保険契約者が ア に所定の事項を記載して契約を イ 、保険業者が それを ウ することによって成立します。 選択肢 ①媒介 ②締結し ③承諾 ④保険証券 ⑤申込み ⑥保険契約申込書	ア- イ- ウ-
Э	医療保険のひとつである ア では、療養の給付を受ける際、被保険者の年齢区分などにより、 医療費の1割~3割が自己負担となります。 また、労働者災害補償保険(政府労災保険)では、労働者の イ のケガ・疾病・障害・死亡に対して、「療養補償給付」、「体業補償給付」、「障害補償給付」、「遺族補償給付」などの給付が 行われます。 選択肢 ①業務上のみ ②業務上または通勤途上 ③厚生年金保険 ④国民健康保険	ア- イ-
4	労働者災害補償保険(政府労災保険)では、労働者の アのケガ・疾病・障害・死亡に対して、「療養補償給付」、「イ」、「障害補償給付」、「遺族補償給付」などの給付が行われます。 選択肢 ①業務上のみ ②業務上または通勤途上 ③休業補償給付 ④求職者給付	ア- イ-
5	社会保険は、保険に加入している多くの人々が保険料を拠出し、損失を被った人に一定の給付を行うという保険技術を利用し、死亡・疾病・ケガ・失業・老齢などに対して一定の給付を行い、所得または医療を保障する制度ですが、その代表的な存在である年金(保険)には、自営業者等を対象とする ア 、一般サラリーマンを対象とする イ 、公務員等を対象とする各種の共済年金があります。	ア- イ-
6	社会保険は、保険に加入している多くの人々が保険料を拠出し損失を被った人に一定の給付を行うという保険技術を利用し、死亡・疾病・ケガ・ ア ・老齢などに対して一定の給付を行い、 イ または医療を保障する制度です。 選択肢 ①災害 ②失業 ③所得 ④生死	ア- イ-

第2編 少額短期保険業

第2編では、「少額短期保険業の役割」「少額短期保険業の特色」の理解度をチェックします。

1. 正誤問題

問No.	問題文	解答欄
1	少額短期保険業とは、保険業のうち、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内であって、保 険金額が 1,000 万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行 う事業をいいます。	
2	少額短期保険業とは、保険業のうち、保険期間が1年以内の政令で定める期間以内であって、保 険金額が 1,000 万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行 う事業をいいます。	
3	少額短期保険業者となるためには、内閣総理大臣の登録を受けることが必要です。	
4	少額短期保険業を行う者は、内閣総理大臣に届出をする必要があります。	
5	少額短期保険募集人とは、少額短期保険業者の役員もしくは使用人または少額短期保険業者の委託を受けた者もしくはその者の再委託を受けた者もしくはこれらの者の役員もしくは使用人で、 その少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理または媒介を行うものをいいます。	
6	少額短期保険業者の資産運用については、預金、国債・地方債の取得等に限定されず、貸付や株 式取得も認められています。	
7	少額短期保険業者は、専業を原則としており、少額短期保険業およびこれに付随する業務に加え、 少額短期保険業に関連する業務として内閣府令で定める業務を行う場合には、内閣総理大臣の承 認を得なければなりません。	
8	少額短期保険業者は、専業を原則としており、他の少額短期保険業者または保険会社の業務の代 理等を行うことはいっさい認められていません。	
9	少額短期保険業は、保険業としての位置づけを確保するために創設されたもので、お客様の特定 のニーズに対応した商品を提供することは、少額短期保険業者の特徴の1つといえます。	
10	少額短期保険業については、金融庁が公表した「少額短期保険業者向けの監督指針」において、 規制・監督の詳細が示されており、「適法性」、「透明性」が強く求められています。	
11	少額短期保険業は、保険業法に基づく規制・監督の対象となり、契約者保護を全うし、公正な競争ルールに則った保険募集を展開することが求められています。	
12	少額短期保険業の大きな役割は、保険業としての位置づけを確保しつつ、お客様に密着し、ニーズを掘り起こし、ニーズに応え、保障(補償)で応えることといえます。	
13	少額短期保険業者の取扱う保険では、1保険契約者あたりの死亡保険金額(傷害死亡保険を除きます)の上限は300万円と定められています。	
14	特に保険事故の発生率が低いと見込まれる個人の日常生活に係る損害賠償責任保険(自動車の運行に係るものを除きます)については、損害保険の保険金額の上限とは別枠で 2,000 万円まで引受けることができます。	

問No.	問題文	解答欄
15	少額短期保険業者は、1保険契約者について引受けるすべての保険の被保険者の総数が 50 人を超える保険の引受けを行ってはいけません。	
16	少額短期保険業者は、1保険契約者について引受けるすべての保険の区分に応じた保険金額の合計額について、それぞれの区分に定める金額の 100 倍の金額を超える保険の引受けを行ってはなりません。	
17	少額短期保険業者の取扱う保険では、保険期間に上限が設けられており、生命保険・傷害疾病保険は1年、損害保険は2年となっています。	
18	少額短期保険業者は、保険期間が2年の生命保険契約を取扱うことができます。	
19	少額短期保険業者が販売する生命保険、傷害疾病保険および損害保険の保険期間には、いずれも 1年間の上限が設けられています。	
20	少額短期保険業者が販売する生命保険、傷害疾病保険および損害保険の保険期間は、いずれも2年間が上限となっています。	
21	少額短期保険業では、取扱う商品の保険期間に上限が設けられており、生命保険は1年、損害保険および傷害疾病保険は2年となっています。	
22	少額短期保険業者は、少額短期保険商品として、個人年金保険や貯蓄保険の引受けを行うことが できます。	
23	少額短期保険業者は、人の生存に関し、一定額の保険金を支払うことを約する保険(個人年金保険、貯蓄保険など)を引受けることができます。	
24	少額短期保険業では、生命保険会社や損害保険会社とは異なり、積立型の保険や個人年金保険を 引受けることはできません。	
25	少額短期保険業では、生命保険会社や損害保険会社と同様に積立型の保険や個人年金保険も引受 けることができます。	
26	少額短期保険業者は、人の生存に関し一定額の保険金を支払うことを約する保険を引受けることができませんが、保険期間の満了後に満期返れい金を支払うことを約する保険を引受けることはできます。	
27	少額短期保険業者は、保険料を主として株式や債券などの有価証券に投資し、その運用実績に応じて保険金額が変動する変額保険などを引受けることはできません。	
28	少額短期保険業者は、変額保険や外貨建て保険などを引受けることはできません。	
29	少額短期保険業者は、変額保険や外貨建て保険などを引受けることができます。	
30	少額短期保険業者は、再保険を引受けることができます。	
31	少額短期保険業では、保険料または保険金、返れい金その他の給付金の額が外国通貨をもって表示されている外貨建て保険などを引受けることはできません。	
32	少額短期保険業では、保険金の全部または一部を定期的に、または分割払いの方法により支払う 保険で、その支払いの期間が1年を超える契約を引受けることはできません。	

問No.	問題文	解答欄
33	少額短期保険業では、保険金の全部または一部を定期的に、または分割払いの方法により支払う保険で、その支払いの期間が1年を超える契約を引き受けることはできます。	
34	少額短期保険業では、保険金額の制限、保険期間の制限、取扱商品の制限を充足している少額短期保険商品であれば、生命保険、損害保険、傷害疾病保険のいずれも取扱うことができます。	
35	少額短期保険業者については、生命保険会社および損害保険会社と同様に、生損保兼営が禁止されており、生命保険と損害保険を一緒に取扱うことはいっさいできません。	
36	少額短期保険業では、保険金額、保険期間、取扱商品に一定の制限はありますが、生命保険、損害保険、傷害疾病保険のいずれも取扱うことができます。	
37	少額短期保険業者は、小規模事業者でなければならず、前事業年度の年間収受保険料が 50 億円を超えないこととされています。	
38	少額短期保険業者は、保険業法および施行令の規定により小規模事業者でなければならず、前事業年度の年間収受保険料が30億円を超えないこととされています。	
39	少額短期保険業者が引受けた保険契約は、「保険契約者保護機構」による保護の対象とはなりません。	
40	少額短期保険業者が引受けた保険契約は、「保険契約者保護機構」による保護の対象となります。	
41	少額短期保険業については、少額短期保険業者の経営の安定を図るために供託金制度が設けられており、業務開始時には 5,000 万円の供託金が必要です。	
42	少額短期保険業については、経営の安定を図るために供託金制度が設けられており、事業開始時には、1,000万円の供託金が必要です。	
43	少額短期保険業者は、経営の安定と保険契約者の保護を図るため、資本金を 1,000 万円以上とすることが義務づけられています。	
44	少額短期保険業者は、経営の安定と保険契約者の保護を図るため、資本金を1億円以上とすることが義務づけられています。	
45	少額短期保険業を開始する際には、最低、1,000万円の資本金と 1,000万円の供託金が必要であり、開業後は、ソルベンシー・マージン比率の適切性などが求められています。	
46	少額短期保険業については、法令等によるソルベンシー·マージン比率の適切性に関する規制・監督はありません。	
47	少額短期保険業については、供託金、最低資本金のほか、ソルベンシー・マージン比率の適切性 などの規制・監督があり、少額短期保険業者の経営の安定を図ることにより、保険契約者の保護 が図られています。	
48	生命保険業または損害保険業を営むためには、それぞれ免許を取得する必要がありますが、少額 短期保険業を営むためには、内閣総理大臣の登録を受ければよく、免許を取得する必要はありま せん。	
49	少額短期保険業者に対する規制・監督について定める「監督指針」は、保険会社向けの「監督指針」と全く同一のものです。	

問No.	問題文	解答欄
50	少額短期保険業者の商品については、所得税法等の地震保険料控除や生命保険料控除が適用され ます。	
51	少額短期保険業者の商品については、所得税法等の地震保険料控除・生命保険料控除は適用されません。	

問No.		解答欄
1	少額短期保険業とは、保険業のうち、保険期間が ア 以内の イ で定める期間以内であって、保険金額が ウ を超えない範囲内において、 イ で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業をいいます。 選択肢 ①1年 ②2年 ③1,500万円 ④1,000万円 ⑤監督指針 ⑥政令	ア- イ- ウ-
2	少額短期保険業者となるためには、 ア の イ を受ける必要があり、その申請書には、 で ・事業方法書・普通保険約款・保険料および責任準備金の算出方法書を添付し、これらの書類について審査を受けることが必要です。 選択肢 ①免許 ②登録 ③商号 ④定款 ⑤総務大臣 ⑥内閣総理大臣	ア- イ- ウ-
3	少額短期保険業者は、1被保険者について複数の保険契約を引受ける場合、すべての保険契約にかかわる保険金額を合算して、総額が ア 以下、かつ、保険の区分に応じたすべての保険金額の合計額がそれぞれの区分に定める金額以下でなければなりません。 また、保険期間は、生命保険・傷害疾病保険が イ 損害保険が ウ と、上限が定められています。 選択肢 ①1,000万円 ②1,500万円 ③1年 ④2年 ⑤3年 ⑥10年	ア- イ- ウ-
4	① 死亡保険(下記⑤を除く)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ア- イ- ウ-
5	① 死亡保険(下記⑤を除く)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ア- イ- ウ-

第3編 コンプライアンス

第3編では、「正しい販売活動」「少額短期保険募集人が守らなければならない法律」「少額短期保険募集人の日常業務」の理解度をチェックします。

1. 正誤問題

問No.	大学のプラ、正しいものにはして、誤りているものにはへて、選びなさい。 問題文	解答欄
1	少額短期保険募集人は、保険契約者等に対して、保険期間中の契約管理や保険期間満了時における更新の提案など、さまざまなサービス機能を発揮していくことが重要ですが、実際に保険事故 や給付事由が発生したときの保険金請求に関してアドバイスすることは認められていません。	
2	少額短期保険募集人の最も重要な仕事は、お客様と少額短期保険業者のパイプ役となり、お客様をさまざまな危険から守るために最適な保険の提案を行い、契約を締結するまたは契約の締結に 尽力することです。	
3	少額短期保険業者の委託を受けた少額短期保険募集人の行う業務は、相互の権利・義務などとと もに、少額短期保険業者との間で締結された「委託契約書」に記載されています。	
4	少額短期保険募集人は、「保険契約の変更・解約等の申出の受付」の業務を行うことはできません。	
5	少額短期保険業者の委託を受けた少額短期保険募集人が行う業務は、少額短期保険業者との間で 締結された委託契約書に記載されており、「保険契約者等からの事故報告の受付、少額短期保険業 者への報告」の業務も、一般的にこれに含まれています。	
6	少額短期保険業者の委託を受けた少額短期保険募集人が行う業務は、少額短期保険業者との間で締結された委託契約書に記載されており、一般的に「保険契約の変更・解約等の申出の受付」の業務もこれに含まれています。	
7	少額短期保険業者と少額短期保険募集人の権利・義務などを定めた委託契約書は、少額短期保険 募集人にとって、コンプライアンスの対象ではありません。	
8	少額短期保険募集人は、法令違反を起こさないようにするために、自らの責任で定期的にチェックするなど、コンプライアンス体制を構築することが重要です。	
9	少額短期保険募集人は、顧客満足を得るために、保険商品の販売やその後の顧客管理を通して、 お客様の良きアドバイザーになれるよう心がけていく必要があります。	
10	少額短期保険募集人には、保険契約者のライフサイクルや生活環境の変化などに応じた保険を提 案することが求められますが、保険契約者の気が付いていないリスクに対しては保険を勧めては いけません。	
11	少額短期保険募集人は、保険商品に関する知識、法律や税金に関する知識のほか、その他の金融 商品に関する知識、社会保険に関する知識などを身に付けるように日頃から心がける必要があり ます。	
12	保険業法は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営および保 険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定および 国民経済の健全な発展に資することを目的としています。	

問No.	問題文	解答欄
13	保険業法は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営および保 険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって保険会社の安定および 国民経済の健全な発展に資することを目的としています。	
14	保険業法は、保険監督法の基本となる法律であり、保険業を行う保険会社や少額短期保険業者等に関する監督と保険募集に関する監督などについて規定しています。	
15	保険業法は、少額短期保険業者に関する監督については規定されていますが、保険募集に関する 監督については規定されていません。	
16	保険業法は、少額短期保険業者等に関する監督についてのみ規定しています。	
17	保険業法には、金融庁が少額短期保険募集人等に対して行う検査・命令やクーリング・オフ制度 (少額短期保険募集人等の登録事項) などに関する事項が定められています。	
18	保険業法には、金融庁が少額短期保険募集人等に対して行う検査・命令に関する事項は定められていますが、クーリング・オフ制度に関する事項は定められていません。	
19	保険業法には、少額短期保険募集人の登録事項についての規定はありますが、登録事項に変更が あった場合についての規定はありません。	
20	特定少額短期保険募集人とは、少額短期保険募集人のうち、損害保険や傷害疾病保険のみの募集を行う者で、少額短期保険業者の委託を受けた者でないものをいいます。	
21	特定少額短期保険募集人とは、少額短期保険募集人のうち、損害保険や傷害疾病保険のみの募集、または、生命保険のみの募集を行う者で、少額短期保険業者の委託を受けた者でないものをいいます。	
22	少額短期保険業者の委託を受けた者は、生命保険、損害保険のいずれの募集を行う場合も、あらかじめ、行政庁への届出を行うことが必要です。	
23	少額短期保険業者の役員・使用人は、損害保険や傷害疾病保険のみの募集を行う場合にも、行政 庁への登録を行うことが必要です。	
24	少額短期保険業者の委託を受けた者の使用人は、生命保険の募集を行う場合も、損害保険の募集を行う場合も、必ずあらかじめ行政庁への登録を行うことが必要です。	
25	少額短期保険業者の役員・使用人は、損害保険や傷害疾病保険のみの募集を行う場合、行政庁に 登録や届出を行う必要はありません。	
26	少額短期保険募集人の登録にあたっては、「商号もしくは名称または氏名および生年月日、事務所 の名称および所在地、所属の少額短期保険業者の商号、名称または氏名」などの登録事項の申請 が必要となります。	
27	少額短期保険募集人としての登録を申請しても、登録申請者が破産者で復権を得ないものである 場合など、所定の登録拒否要件に該当するときには、登録を受けることができません。	
28	登録を受けた少額短期保険募集人は、登録時の申請事項に変更が生じたときや保険募集の業務を廃止したときは、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければなりません。	

問No.	問題文	解答欄
29	特定少額短期保険募集人として届け出るためには、少額短期保険募集人たる代理店等の事務所に勤務していること、保険募集に関し所定の教育を受けていること、少額短期保険募集人たる代理店等の管理のもとで保険募集を行う者であること、のいずれかの要件を満たしていなければなりません。	
30	保険契約の締結の代理を行う募集人には、保険料の受領権がありますが、保険契約の締結の媒介 のみを行う募集人は、いっさい保険料(保険料充当金を含みます)を受領することはできません。	
31	お客様から保険商品の保障(補償)内容に関して電話で質問があった場合、これに対する説明は、 保険募集行為に該当するとされています。	
32	少額短期保険募集人の指示を受けて行う商品案内チラシの単なる配布も、保険募集行為に該当するとされています。	
33	満期案内のハガキを郵送する作業は、保険募集行為に該当します。	
34	保険商品に関する説明は、保険募集行為に該当しますが、保険契約申込書の作成に関する説明は、 保険募集行為に該当しません。	
35	保険料の領収は、保険募集行為に該当するとされています。	
36	保険料の領収は、保険募集行為に該当しますが、保険料領収証の発行は、保険募集行為に該当しません。	
37	満期案内のハガキを郵送する作業は、保険募集行為に該当しません。	
38	保険契約申込書の作成に関する説明は、保険募集行為に該当します。	
39	保険募集に際して、保険契約者および被保険者(保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除きます)に対して、保険契約の契約条項のうち重要な事項を説明することが保険業法等により義務付けられています。	
40	保険契約を締結する前に、「重要事項説明書」を保険契約者に交付すれば、改めて重要事項について口頭で説明する必要はありません。	
41	重要事項の説明には十分に時間をかけ、保険契約者等が重要事項説明書の内容を理解したことを確認したうえで、契約を締結する必要があります。	
42	電話・郵便・インターネット等、非対面方式による情報提供や説明を行う場合にも、対面方式で説明する場合と同程度の情報提供や説明を行う必要があります。	
43	電話で保険を募集する場合には、対面方式のように重要事項説明書を提示できないので、口頭で 簡略な説明を行えば、契約を締結することができます。	
44	保険契約者等に対して説明しなければならない「重要事項」には、保障(補償)内容や引受条件に関する事項のほか、クーリング・オフに関する事項なども含まれています。	
45	保険契約者等に対して説明しなければならない「重要事項」には、保障(補償)内容や引受条件 に関する事項は含まれていますが、クーリング・オフに関する事項は含まれていません。	

問No.	問題文	解答欄
46	少額短期保険募集人は、保険契約者に対して、更新型の保険においては更新時に契約内容の変更があり得ること、1被保険者についての引受額に一定の制限があること等を口頭で説明すれば、 書面を交付する必要はありません。	
47	自動更新型の保険については、保険契約者に対し、更新後の保険契約について、保険料の計算の 方法、保険金額などを見直す場合があることなどを記載した書面を交付し、説明を行い、書面を 受領した旨の署名もしくは記名押印を得る必要があります。	
48	保険募集の際は、保険契約者に対して「少額短期保険業者の経営が破綻した場合、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置がないこと」、「少額短期保険が保険契約者保護機構の補償対象契約に該当しないこと」を記載した書面を交付し、説明を行い、書面を受領した旨の署名もしくは記名押印を得る必要があります。	
49	所属する少額短期保険業者の財務能力が高ければ、少額短期保険商品がセーフティネット(保険 契約者保護機構)の対象外であることを保険契約者等に説明する必要はありません。	
50	意向確認書面の交付をしない保険商品の場合でも、少額短期保険募集人は、契約の申込みを行おうとする保険商品がお客様のニーズに合致しているものかどうかを、お客様が契約締結前に確認する機会を確保する必要があります。	
51	意向確認書面を交付しない保険商品の場合については、提供する保険商品がお客様のニーズに合致しているかどうかを、いっさい確認する必要はありません。	
52	保険契約者等に対し、保険金が支払われない場合について説明する必要はありませんが、保険金が支払われる場合については説明しなければなりません。	
53	保険募集の際、保険契約者に対して、保険金が支払われる場合だけでなく、保険金が支払われない場合についても説明しました。	
54	保険募集の際、保険契約者に対して、保険金が支払われる場合のみを説明し、保険金が支払われない場合については、いっさい説明しませんでした。	
55	保険募集にあたり、いつ解約しても払い込んだ保険料相当額を返還するとお客様に説明する行為は、禁止されています。	
56	保険契約締結の際、契約開始後いつ解約しても払い込んだ保険料相当額を返還すると、お客様に 説明する行為は禁止されていません。	
57	保険契約の締結にあたり、保険契約者または被保険者に告知事項について保険契約申込書および 告知書に事実を漏らさず記載してもらい、その内容を確認してもらったうえで、記名押印を得ま した。	
58	生命保険契約の募集の際、被保険者の過去の病歴を偽るように勧めることは、禁止されていません。	
59	保険契約の締結にあたり、保険契約申込書や告知書の告知事項について、事実を漏らさずに記載するように被保険者にアドバイスしました。	

問No.	問題文	解答欄
60	保険契約者等に不利益となる事実を十分に説明し、納得していただいた場合も含めて、すでに成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせる乗換募集行為は、いっさい禁止されています。	
61	保険契約者等に不利益となる事実を説明せずに、すでに成立している保険契約を消滅させて、新たな保険契約の申込みをさせる行為は禁止されています。	
62	保険契約の乗換(切換)にあたって、保険契約者等に不利益となる事実が発生することが予想されたので、保険契約者等に対して不利益となる内容を十分に説明し、納得していただいたうえで、 既存の保険契約を解約してもらい、新たな保険契約の締結を行いました。	
63	被保険者の健康状態が保険契約締結時よりも悪化したため、その被保険者が新たに加入できないおそれがあることを説明せずに、既存の保険契約を解約させて新たな保険契約の申込みをさせる行為は、禁止されています。	
64	保険契約締結のお礼として、社会通念上妥当といえない金品その他の利益を提供する行為は、保 険契約者または被保険者に対しては禁止されていますが、保険契約者と同居する親族など保険契 約者または被保険者以外の者に対しては禁止されていません。	
65	保険契約を締結してもらった見返りとして、保険契約者の同居の親族に対して高額の商品券をプレゼントすることは、特別の利益の提供に該当します。	
66	保険契約締結のお礼として、保険契約者に対して社会通念上妥当といえない高価な金品その他の 利益を提供する行為は禁止されているので、保険契約者と同居する親族に対して高額の商品券を プレゼントしました。	
67	保険募集にあたり、規定外の保険料の割引や保険料の立替えを行うことは禁止されていますが、 物品やサービスの提供については、その内容にかかわらず自由に行うことが認められています。	
68	保険募集の際、保険契約者の手もとに現金がなかったため、保険料を一時立て替えました。	
69	保険契約の締結にあたり、保険料の端数を切り捨てるなどして、保険料について規定外の割引を する行為は禁止されています。	
70	保険契約の募集にあたり、保険契約者からの申し出に応じて、保険料について規定外の割引をしました。	
71	保険募集にあたり、保険契約者から保険料の端数を切り捨ててほしいとの申し出がありましたが、 端数の切り捨てはできないことを説明しました。	
72	保険契約者から、自社商品と他社商品の比較説明を求められたので、自社商品の長所のみを強調する説明を行い、販売促進に努めました。	
73	保険募集にあたり、他の保険商品と比較して自分の勧める保険商品の有利な部分だけを取り上げて説明することは禁止されています。	
74	保険募集にあたり、保険契約者等に対し資料を提示すれば、他の保険商品と比較して自分の勧める保険商品の有利な点のみを説明することは認められています。	

問No.	問題文	解答欄
75	保険契約者等に対し、保障(補償)内容が異なる他社の保険商品と比較して、自社の商品の有利な部分だけを取り上げて説明することは禁止されています。	
76	他社の異なる保険商品と比較をする際、一般的に同種類の保険ではないものを、あたかも同種類 の保険のように比較して説明しました。	
77	保険募集にあたり、他社の保険商品について、保険契約者等に保障(補償)内容の違いについては説明せず、保険料のみを比較して、保険料が安い自社の商品が最適であると説明しました。	
78	保険募集にあたり、たとえ保険契約者からの要望であっても、保障(補償)内容を比較せずに、 保険料のみを比較する行為は禁止されています。	
79	保険募集にあたり、保険契約者から他社の保険商品と比較して説明してほしいとの要望があったので、保険料のみを比較して他社の保険商品よりも自社の保険商品が有利であると説明しました。	
80	他社の保険商品を誹謗・中傷する目的で、その商品の短所を不当に強調して説明する行為は、禁止されています。	
81	保険募集の際、業務上の優位な地位を利用して、取引のある業者等に対して保険加入を強要する行為は禁止されています。	
82	保険加入を断ったお客様に対して、深夜に電話をかけたり、早朝に訪問して勧誘を行うような募集行為は禁止されています。	
83	保険加入を断ったお客様に対して、さらに深夜の電話や訪問を行い、勧誘を継続しました。	
84	保険募集にあたり、業務上の優位な地位を利用し、取引のある業者の従業員全員を強制的に保険に加入させました。	
85	自社(代理店)と取引関係のある下請業者に対して、業務上の優位な地位を利用し、保険契約の締結を取引維持の条件として提示し、保険加入を強制しました。	
86	保険契約者、被保険者または不特定の者に対し、保険業者の信用や支払能力など、保険契約者等の判断に影響を及ぼすような重要な事項について、誤解させるおそれのあることを告げたり、表示する行為は禁止されています。	
87	客観的事実に基づかない数値や格付けを表示した資料を使用して、他の少額短期保険業者は支払 能力が低く信用力に問題があるから、取引をやめた方がよいと保険契約者等に勧める行為は、禁 止されています。	
88	他の少額短期保険業者は支払能力が低く、信用力に問題があるから、取引をやめた方がよいと保険契約者に勧める行為は、一般的に認められています。	
89	特定の少額短期保険業者の支払能力が低く、信用力に問題があるという噂を取り上げ、同社との取引をやめた方がよいと保険契約者に勧める行為は禁止されています。	
90	特定の少額短期保険業者の支払能力が低く、信用力に問題があるという噂を取り上げ、同社との取引をやめた方がよいと保険契約者に勧めました。	
91	保険業者等の信用や支払能力について客観的事実に基づかない数値や格付けを表示した資料を使ったり、また、一部の数値や資料のみを使って説明しました。	

問No.	問題文	解答欄
92	お客様から他の保険業者の支払能力について問い合わせを受けましたが、格付けなど客観的なデータに基づく資料がなかったので、過去に同僚との雑談中に得た知識に基づき、その保険業者には支払能力がないと説明しました。	
93	少額短期保険業者向けの監督指針において、保険契約者が本人であるかどうかを確認せずに保険 契約を締結することは、不適当な募集行為として禁止されています。	
94	保険契約者が本人であるかどうかを確認せずに、保険契約を締結しました。	
95	保険募集の際、不正な保険契約の発生防止のため、保険契約者が本人であるかどうかを確認のうえ、保険契約を締結しました。	
96	法人を保険契約者とする契約で、その法人の事業活動の有無を把握しない行為は、不適当な行為として禁止されています。	
97	中途解約を前提とする契約でも、それ以外に不適当な要素がなければ、適正な保険契約として引き受けることができます。	
98	保険契約の更改に際し、保険契約者本人の意思を確認せずに、無断で更改申込書を作成しました。	
99	保険業法に定められた事項に違反した者は、その違反の内容によっては一定期間の業務の停止などの行政処分を受けることがあるほか、懲役・罰金といった司法処分を受けることもあります。	
100	保険業法のルールに違反する行為は、違反の内容によっては行政処分を受けることがありますが、 懲役・罰金といった司法処分を受けることはいっさいありません。	
101	消費者契約法では保険契約も対象としており、少額短期保険業者だけでなく、少額短期保険業者を代理する少額短期保険業者の委託を受けた者も事業者となりますが、媒介のみを行う少額短期保険業者の委託を受けた者は、いっさいこの法律の適用対象外となります。	
102	消費者契約法は、保険契約も対象としており、少額短期保険業者はこの法律でいう事業者に該当 しますが、少額短期保険業者の委託を受けた者は事業者に該当しません。	
103	保険契約の締結の際、事業者の損害賠償責任を免除する条項や消費者の利益を不当に害する条項があった場合、消費者契約法の規定により、保険契約者はその契約を取り消すことができます。	
104	消費者契約法の規定により、少額短期保険募集人が重要事項について事実と異なることを告げて、 保険契約者が契約内容を誤認したまま保険契約を締結した場合には、保険契約者はその契約を取 消すことができます。	
105	少額短期保険募集人が顧客からの「帰って欲しい」という訴えに応じず、顧客の住居等から退去 せずに募集を続けたために、顧客が困惑し、やむを得ず保険契約を締結した場合、消費者契約法 の規定により、顧客はその契約を取り消すことができます。	
106	少額短期保険募集人が顧客からの「帰って欲しい」という訴えに応じず、顧客の住居等から退去 せずに募集を続けたために、顧客が困惑し、やむを得ず保険契約を締結した場合、消費者契約法 の規定により、その契約は無効となります。	

問No.	問題文	解答欄
107	消費者が「帰る」といったにもかかわらず、少額短期保険募集人が事務所から消費者を帰さなかったため、困惑して仕方なく保険契約を締結した場合、消費者契約法の規定により、消費者はその契約を取り消すことができます。	
108	金融商品販売法は、金融サービスを利用する顧客の保護を図ることを目的として、金融商品販売業者等の顧客に対する重要事項の説明義務やこれを怠ったことにより顧客に損害が生じた場合の金融商品販売業者等の損害賠償責任などを定めている法律です。	
109	金融商品販売法の規定により、金融商品販売業者等に該当する少額短期保険募集人は、顧客に対し重要事項の説明を怠った場合、これによって生じた顧客の損害を賠償しなければなりません。	
110	金融商品販売法における重要事項とは、信用リスクのことで、少額短期保険募集人は、保険契約の締結にあたって少額短期保険業者の経営が破綻した場合のリスクについて顧客に説明する必要があります。	
111	金融商品販売法の規定により、顧客は金融商品販売業者等が重要事項についての説明義務を怠ったこと、または断定的判断の提供等を行ったことだけを立証すれば、金融商品販売業者等に対して、当該金融商品の販売等によって生じた元本欠損額を損害額として請求できます。	
112	金融商品販売法の規定により、金融商品販売業者等に該当する少額短期保険募集人は、勧誘方針を定め、公表しなければなりません。	
113	金融商品販売法の規定により、金融商品販売業者等に該当する少額短期保険募集人は、勧誘方針を定め、公表しなければならず、また、策定・公表された勧誘方針を変更したときも、これを公表する必要があります。	
114	金融商品販売法の規定により、金融商品販売業者等に該当する少額短期保険募集人は、勧誘方針を定め、公表しなければなりませんが、策定・公表された勧誘方針を変更した場合は、これを公表する必要はありません。	
115	犯罪収益移転防止法の規定により本人確認を行う場合、本人特定事項の確認にあたっては公的証明書を利用する必要はありません。	
116	犯罪収益移転防止法の規定による本人特定事項とは、個人顧客においては、氏名、住所、本籍地であり、法人顧客においては、法人の名称、本店または主たる事務所の所在地です。	
117	犯罪収益移転防止法の規定により、本人確認を必要とする契約について金融機関等が顧客との間で取引を行った場合には、直ちに当該取引の記録を作成し、その「取引記録」を取引日から7年間保存しなければなりません。	
118	犯罪収益移転防止法の規定により、本人確認が必要となる場合で顧客が本人確認に応じないときは、本人確認に応じるまでの間、特定事業者は取引にかかわる義務の履行を拒むことができます。	
119	犯罪収益移転防止法により、本人確認を必要とする契約について金融機関等が顧客と取引を行った場合には、直ちに当該取引の記録を作成し、その「取引記録」を取引日から5年間保存しなければなりません。	
120	犯罪収益移転防止法により、顧客と金融機関等との間で 100 万円を超える現金 (小切手を含みます)取引があった際には本人確認が必要となります。	

問No.	問題文	解答欄
121	犯罪収益移転防止法により、少額短期保険募集人は保険契約締結時に一度本人確認を行った顧客については、次回の取引や既存の契約内容の変更時などに本人確認を行う必要はいっさいありません。	
122	犯罪収益移転防止法の規定により、本人確認が必要となる場合で法人顧客のときは、設立の登記にかかわる登記事項証明書、印鑑登録証明書などの公的証明書を利用して本人特定事項を確認します。	
123	犯罪収益移転防止法の規定による本人特定事項とは、個人顧客においては、氏名、住所、生年月日であり、法人顧客においては、法人の名称、本店または主たる事務所の所在地です。	
124	この法律の対象となる個人情報は、生存する個人に関する情報に限られるので、死者に関する情報は、いっさいこの法律の対象外となります。	
125	この法律の対象となる個人情報には、保険契約者および被保険者の氏名や生年月日は含まれますが、保険契約者および被保険者の会社における職位や所属については含まれません。	
126	この法律の対象となる個人情報には、取得時に特定の個人を識別できなくても取得後に新たな情報が付加または照合されたことにより特定の個人を識別できるものも含まれます。	
127	個人情報保護法では、取得時に特定の個人を識別できない情報は、いっさいこの法律の対象となる個人情報には含まれません。	
128	この法律の対象となる個人情報には、保険証券や告知書などの書面に記載された契約内容等の情報も含まれます。	
129	電子記録媒体(CD-ROM、USBメモリなど)に保存されている個人契約の満期一覧表は、 少額短期保険募集人が少額短期保険業者の保険募集を行う際に取扱う個人情報に該当します。	
130	電子記録媒体に保存されている個人契約の満期一覧表は、少額短期保険募集人が少額短期保険業者の保険募集を行う際に取扱う個人情報には該当しません。	
131	パソコン本体に記録され、特定個人を識別できる見込客のデータは、個人情報保護法の対象となる個人情報です。	
132	少額短期保険募集人は、個人情報データベース等を構成する個人情報によって特定される個人の数が過去6か月のいずれの日においても5,000人を超えず「個人情報取扱事業者」に該当しない場合でも、個人情報を適正に取扱う必要があります。	
133	個人情報保護法により、あらかじめ本人の同意を得ずに、特定された利用目的以外に個人情報を利用することは、法令に基づく場合や人の生命、身体または財産の保護のためであっても、常に禁止されています。	
134	少額短期保険募集人は、個人情報を取得した際は、あらかじめ利用目的を公表している場合でも、 速やかに利用目的を本人に通知または公表しなければなりません。	
135	少額短期保険募集人は、保険契約申込書等の少額短期保険業者所定の帳票に基づき個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を通知または公表する必要がありますが、少額短期保険募集人が任意に定めたアンケート形式の見込客情報の取得については、利用目的の通知や公表はいっさい不要です。	

問No.	問題文	解答欄
136	個人情報取扱事業者が個人情報の利用目的を公表する場合の方法としては、本人が利用目的を確認できるようにホームページへの掲載あるいは事務所内の見やすい場所への掲示などの方法があります。	
137	個人情報を電子記録媒体に保存し事務所外に持ち出す場合、パスワードが設定されていれば、必要最小限にとどめずに容量の限度まで保存し、持ち出すことが認められています。	
138	少額短期保険募集人は、保険契約者等の個人情報が記載された帳票や、収録された電子記録媒体(CD-ROM、USBメモリなど)を事務所外に持ち出す場合には、収録情報量を必要最小限にとどめるなどの措置を取らなければなりません。	
139	個人情報の漏えいが発生し、または発生するおそれが高い場合には、少額短期保険業者の委託を受けた者は、直ちに少額短期保険業者に報告し、警察への届出や顧客への報告をするとともに漏えい範囲の拡大防止等の措置を講じなければなりません。	
140	個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者へ提供してはいけません。	
141	個人情報取扱事業者が保有する個人データを正しく取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得なくてもその情報を第三者に提供することができます。	
142	個人情報のうち、保健医療等の機微(センシティブ)情報については、本人の同意に基づき業務 上必要な範囲で取得、利用または第三者に提供する場合などを除いて、取得、利用または第三者 提供を行うことは禁止されています。	
143	少額短期保険業者は、保険契約者または被保険者の告知義務違反を知ったときは、保険契約を解除することができます。	
144	保険契約者または被保険者が、契約の対象となるもの(保険の対象)にすでに損害(保険事故)が生じていることを知っていて保険契約を申し込んだことが判明したときは、少額短期保険募集人は、保険契約者に追加保険料の支払いを請求する方法が適切な対応となります。	
145	保険契約者が保険契約(生命保険契約の場合は、死亡保険契約に限ります)の申込みまたはその 承諾をした時において、保険契約者、被保険者または保険金受取人がすでに保険事故または給付 事由が発生していることを知っていたときは、その保険契約は無効となります。	
146	生命保険契約を募集する際、被保険者の既往症、身体の障害状態、健康状態などを確認する必要があります。	
147	生命保険契約を募集する際には、個人情報保護を図るため、被保険者の既往症、身体の障害状態、現在の職業や仕事の内容などを保険契約者に確認してはいけません。	
148	自動車保険などの損害保険契約では、プライバシー保護の観点から、過去における保険事故の有無や件数などについて保険契約者に確認してはいけません。	
149	火災保険契約を募集する際、保険の対象である建物や家財などが誰の所有物であるのか、また、 その建物が実在するかどうかを確認する必要があります。	
150	生命保険や傷害疾病定額保険においては、被保険者が 15 歳未満である契約は、いっさい引き受けることはできません。	

問No.	問題文	解答欄
151	火災保険などの損害保険契約の引受の際、同じ保険の対象にすでに他の保険契約が付けられている場合は、他の保険契約の保険金額を考慮して適切な保険金額を設定する必要があります。	
152	損害保険契約や傷害疾病定額保険契約を締結する際には、同じ保険の対象または同じ被保険者について「他の保険契約」の有無、およびそれらの保険金額等を確認する必要があります。	
153	生命保険契約や傷害疾病定額保険契約では、提供する保険商品が保険契約者のニーズに合致していることを確認するため、保険契約を締結する前に意向確認書面を保険契約者に交付する必要があります。	
154	保険契約申込書は、保険契約の申込みを受ける際の重要な書類であるため、保険契約申込書の記入にあたっては、保険契約の内容を十分確認したうえで、保険契約者に署名または記名押印していただく必要があります。	
155	保険契約締結時には、保険契約者に保険契約申込書の写し等を交付する必要があります。	
156	保険契約を締結した場合、後日、保険証券が送付されるので、保険契約者に保険契約申込書の写し等を交付する必要はありません。	
157	保険契約者から保険料を受領する際は、現金や小切手等の定められた方法で領収し、小切手を受け取ったときは、日付、金額などを入念に確認する必要があります。	
158	保険料の領収にあたっては、必ず現金で行うものとし、手形や小切手による領収はいっさい認められません。	
159	保険料領収証は、少額短期保険業者の所定のものを使用することが原則ですが、その時々の事情に応じて、名刺や市販の領収証などの代用も認められます。	
160	保険料領収証は、少額短期保険業者の所定のものを使用し、名刺や市販の領収証などを代用してはいけません。	
161	保険料領収証を書き損じたり、汚したりした場合は、使用せずに、直ちに破棄しなければなりません。	
162	使用有効期限を過ぎた保険料領収証は、直ちに、少額短期保険業者に返却しなければなりません。	
163	使用有効期限を過ぎた保険料領収証は、使用せずに、直ちに破棄しなければなりません。	
164	万一、保険料領収証を紛失したり、盗難にあった場合は、直ちに少額短期保険業者に連絡しなければなりません。	
165	領収した保険料は自己の財産とは明確に区分して管理する必要があり、費消したり他に流用する 行為は絶対に行ってはいけません。	
166	保険契約者から領収した保険料を他に流用する行為は、一時的であれば差し支えありません。	
167	保険契約者から領収した保険料を、保険代理業以外の業務に利用している預貯金口座に預け入れることは、差し支えありません。	
168	約款上、通知義務の定めがある場合には、あらかじめ保険契約者等に通知が必要な事項を十分説明しておく必要があります。	

問No.	問題文	解答欄
169	保険期間の中途において、保険契約締結時の「告知事項」について変更(危険増加)が生じた場合、すでに保険契約は成立しているので、保険契約者等から変更内容を少額短期保険業者に通知する必要はいっさいありません。	
170	保険期間中に、保険契約者から解約の申し出があった場合は、速やかに手続きをとる必要があります。	
171	保険契約者から解約の申し出があった場合は、できるだけ多くの時間をかけて解約理由の妥当性 を追求し、募集人自身が納得するまでは、解約手続きを行ってはいけません。	
172	保険期間中に、保険契約者から解約の申し出があった場合、少額短期保険業者は解約返れい金を 支払う必要はいっさいありません。	
173	保険契約の満了にあたっては、保険期間満了日以前に余裕をもってハガキや電話等で保険契約者 に満了案内を行い、確実に保険契約を更新できるよう努める必要があります。	
174	保険契約の満了にあたっては、保険契約者の明確な意思表示がない限り、保険契約者のライフプランや環境の変化などに応じた保険契約内容の見直しの提案を行ってはいけません。	
175	保険契約者または被保険者に対して、保険事故または給付事由が発生したことを知ってから一定 期間内に少額短期保険業者または少額短期保険募集人に事故報告をしないと、保険金が支払われ ない場合がある旨をあらかじめ説明しておく必要があります。	
176	生命保険契約においては、被保険者の死亡などの請求事由が発生した場合、保険契約者または保険金受取人は、少額短期保険業者に直接報告しなければなりません。	
177	保険契約者等から保険事故または給付事由の発生の報告を受けた場合でも、今後の対応のしかたや保険金請求の手続きなどについて説明する必要はありません。	
178	保険契約者等から保険事故発生または給付事由発生の報告を受けた場合、保険金が支払われるか 否かや保険金の支払額などについて断定してはいけません。	
179	保険契約者等から事故発生の報告を受けた際に、保険金が支払われるか否かについて質問を受けた場合、保険契約者等を安心させるためであれば、損害額の全額が保険金として支払われる旨断定的に回答してもかまいません。	
180	保険契約者等から保険事故または給付事由の発生の報告を受けた場合、保険金支払いの可否や保 険金の支払額などを保険契約者等に対して直ちに伝えなければなりません。	
181	保険契約者等から照会や苦情を受けた場合は、保険証券番号などにより該当する保険契約を特定 し、契約内容を正確に把握したうえで対応しなければなりません。	
182	保険契約者等から保険契約の内容について照会を受けた際は、保険契約者等の保険に対する知識のレベルに関係なく、専門的な保険用語を使用して説明することが大切です。	
183	保険契約者等から保険契約の内容についての照会を受けた際には、保険契約者等との意思疎通を 円滑にするためにも、保険契約者等の保険に対する知識のレベルを勘案しながら対応することが 大切です。	

問No.	問題文	解答欄
184	保険契約者等から苦情等があった場合は、その内容を十分に聞きながらも、保険契約者等の間の 公平性を保ち、公正・中立な対応を心がけることが大切です。	
185	金融ADR制度とは、簡易裁判所を利用して簡易で迅速に金融トラブルの解決を図るための制度です。	
186	金融ADR制度は、裁判以外の方法で利用者が簡易で迅速に金融トラブルの解決を図るための制度です。	

問No.	 問題文	解答欄
1	少額短期保険募集人の基本的な役割は、少額短期保険業者のために保険契約締結の ア を行い、さまざまな保険商品をお客様に販売することであり、お客様と少額短期保険業者のパイプ役となり、お客様をさまざまな危険から守るために イ を行い、契約を締結するまたは契約の締結に尽力することは、最も重要な仕事のひとつです。 また、万一災害や事故、疾病等が発生した場合は、お客様に対して、迅速かつ円満な解決を援助するなど広範な ウ が求められています。 選択肢 ①コンサルティング活動 ②販売活動 ③最適な保険の提案 ④あっせんまたは調停 ⑤身辺調査 ⑥代理または媒介	ア- イ- ウ-
2	少額短期保険業者の委託を受けた少額短期保険募集人が行う業務は、相互の権利・義務などとともに、少額短期保険業者との間で締結された ア に記載されています。 少額短期保険募集人の主な業務の中には、保険契約の締結(代理の場合)に関する業務のほか、保険期間を通じてのサービスである イ や保険事故発生時の ウ などがあります。 選択肢 ①保険料の割引 ②保険契約の維持・管理 ③普通保険約款 ④委託契約書 ⑤保険金支払額の決定 ⑥保険契約者等からの事故報告の受付	ア- イ- ウ-
3	少額短期保険募集人には、保険の販売活動を行ううえで守らなければならないさまざまな法律があります。その最も基本となる法律がアーです。この法律は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保することにより、イーの保護を図り、もって「ウ」の安定および国民経済の健全な発展に資することを目的としています。 選択肢 ①保険業法 ②金融商品販売法 ③保険契約者等 ④少額短期保険業者 ⑤国民生活 ⑥保険会社	ア- イ- ウ-

問No.	問題文	解答欄
4	少額短期保険募集人は、事業活動に伴い事業者が被る損害をてん補する保険商品を販売する場合などを除いて、保険契約の販売・勧誘時に保険契約者等に対して、ア (契約概要・注意喚起情報)を必ず交付し、書面の内容を口頭で説明しなければなりません。重要事項の説明には十分に時間をかけ、保険契約者等が書面の内容を理解したか確認したうえで契約を締結する必要があります。 なお、電話・郵便・インターネット等の イ による情報提供や説明を行う場合も、上記と同程度の情報提供や説明が必要です。 選択肢 ①対面方式 ②非対面方式 ③意向確認書面 ④重要事項説明書	ア- イ-
5	少額短期保険募集人は、保険募集の際、保険契約者に対して、「少額短期保険業者の経営が破綻した場合、保険契約者保護機構の行う ア 等の措置がないこと」、「少額短期保険が保険契約者保護機構の補償対象契約に イ こと」を記載した書面を交付し、説明を行い、書面を受領した旨の署名もしくは押印を得る必要があります。 選択肢 ①該当する ②該当しない ③人材派遣 ④資金援助	ア- イ-
6	クーリング・オフ制度は、個人契約(営業または事業のために締結したものを除きます)で、保険期間が1年を超える保険契約を対象としていますが、申込者等が保険契約の申込みの撤回等を行う場合には、アニに対してイニにより通知する必要があります。なお、申込みの撤回等の期限は、「クーリング・オフ制度の説明書等を交付された日」または「申込みをした日」のいずれか ウニから起算して8日以内となっています。 選択肢 ①ロ頭 ②書面(郵送) ③早い日 ④遅い日 ⑤少額短期保険業者 ⑥少額短期保険募集人	ア- イ- ウ-
7	この法律は、消費者に対して重要事項について事実と異なることを告げたり、不利益となる事実を故意に告げないなど、契約内容をア場合や、事業者の事務所から消費者を退去させないなど、消費者をイー行為をして契約を締結した場合には、消費者はその契約をウーことができると規定しています。 選択肢 ①誤認させた ②承諾させた ③困惑させる ④納得させる ⑤取り消す ⑥解除する	ア- イ- ウ-
80	少額短期保険商品は、金融サービスを利用する顧客の保護を図ることを目的とする金融商品販売法の「ア」となります。 金融商品販売法では、金融商品販売業者等に、金融商品が持っているリスクなどの重要事項について、顧客への「イ」を課しています。また、金融商品販売業者等に該当する少額短期保険募集人は、「ウ」を定め、公表しなければなりません。 選択肢 ①勧誘方針 ②経営方針 ③対象 ④対象外 ⑤説明義務 ⑥守秘義務	ア- イ- ウ-
9	金融商品販売法の規定により、顧客は、ア が重要事項の説明義務を怠ったこと、または イ 等を行ったことだけを立証すれば、ア に対して、当該金融商品の販売等によって生 じた ウ を損害額として請求できます。 選択肢 ①免責金額 ②元本欠損額 ③金融商品販売業者等 ④個人情報取扱事業者 ⑤断定的判断の提供 ⑥勧誘方針の策定	ア- イ- ウ-

問No.	問題文	解答欄
10	犯罪移転収益防止法は、金融機関等の特定事業者が ア 等に利用されることを防止するための 法律であり、生命保険契約の締結時や イ を超える大口現金 (小切手を含みます。) 取引があったとき等には、本人確認が必要となります。本人確認を行った場合には、直ちに本人確認記録を作成し、取引終了日または契約終了日から ウ これを保存しなければなりません。 選択肢 ① 5年間 ② 7年間 ③ 200万円 ④ 100万円 ⑤インサイダー取引 ⑥マネー・ローンダリング	ア- イ- ウ-
11	個人情報取扱事業者は、業務上必要な範囲で、かつ ア によって個人情報を取得しなければなりません。少額短期保険業者やその委託を受けた者は、アンケート等により見込客情報を入手し、保険商品等を勧める場合には、本人に、 イ を通知、公表、明示する必要があります。また、個人データの漏えい等防止のための ウ として、個人情報が搭載されているパソコンにパスワード等を設定することや事務所等の施錠をしっかり行うことなどの対策を講じる必要があります。 選択肢 ①最も迅速な手段 ②個人情報保護法の目的 ③適法で公正な手段 ④利用目的 ⑤緊急対策措置 ⑥安全管理措置	ア- イ- ウ-
12	保険契約者または被保険者には、保険契約締結の際、少額短期保険業者が求める告知事項について、正確に事実を申告する ア が課されています。保険契約者または被保険者が イ によってこれに違反した場合には、少額短期保険業者は、保険契約を ウ ことができます。 選択肢 ①取り消す ②解除する ③通知義務 ④告知義務 ⑤故意または重大な過失 ⑥軽過失	ア- イ- ウ-
13	保険契約者が負担する保険料は危険度に見合った公平なものでなければならないため、保険契約を締結する際、保険契約者や被保険者には、アーで正確に事実を告知する「イーが課せられています。なお、保険契約者や被保険者が「イーによって、重要な事実を告知しなかったり、事実と異なることを告げた場合、少額短期保険業者はその保険契約を解除することができます。 選択肢 ①軽過失 ②定められた書面 ③書面または口頭 ④故意または重大な過失 ⑤通知義務 ⑥告知義務	ア- イ-
14	少額短期保険募集人と保険契約を締結する際、保険契約者または被保険者には少額短期保険業者が求める告知事項について正確に事実を告知する告知義務が課せられており、アーにより正確に告知をしていただく必要があります。 なお、保険契約者や被保険者が「イーによって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知義務違反となり、少額短期保険業者が告知義務違反を知ったときには、ウー。 選択肢 ①軽過失 ②定められた書面 ③口頭 ④故意または重大な過失 ⑤契約は無効となります⑥契約を解除することができます	ア- イ- ウ-
15	少額短期保険募集人は、保険契約者等から保険事故または給付事由の発生の報告を受けた場合は、その内容等を「ア」し、保険金が迅速に支払われるよう「イ」について保険契約者等に協力し助言しなければなりません。また、少額短期保険業者は、事故発生の報告を受けて各種の調査を行い、これをもとに「ウ」を決定します。 選択財 ①修正 ②確認 ③保険金請求手続き ④示談の方法 ⑤保険金支払いの有無・支払額 ⑥募集人との相談の要否	ア- イ- ウ-

第4編 保険商品の概要

第4編では、「生命保険」「損害保険」「傷害疾病定額保険」の理解度をチェックします。

1. 正誤問題

問No.	問題文	解答欄
1	生命保険のうち、養老保険は、保障と貯蓄の両機能を兼ね備え、満期の場合も死亡の場合も同額の保険金が支払われる保険です。	
2	生命保険のうち、生存保険は、被保険者が定められた保険期間の満了まで生存している場合に保険金が支払われる保険で、主な保険商品としては、養老保険があります。	
3	生命保険は、保険事故により、死亡保険、生存保険、生死混合保険に分類され、このうち生存保険は、被保険者が定められた保険期間の満了まで生存している場合に保険金が支払われる保険です。	
4	生命保険のうち、被保険者が死亡した場合に保険金が支払われる死亡保険の主な商品としては、終身保険があります。	
5	死亡保険は、被保険者が死亡した場合に保険金が支払われる生命保険で、主な商品としては、定 期保険があります。	
6	生命保険のうち、定期付終身保険は、終身保険に一定期間の死亡保障を行う定期保険特約を組み合わせた保険です。	
7	生命保険のうち、定期付終身保険は、保障と貯蓄の両機能を兼ね備え、満期の場合も死亡の場合も同額の保険金が支払われる保険です。	
8	生命保険は、保険事故により、「死亡保険」、「生存保険」および「医療保険」の3つに分類され、また、保険金の額の決定方法により、「定額保険」および「変額保険」に分類されます。	
9	生命保険は、契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、保険金が支払われません。	
10	生命保険では、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合でも、保険金が支払われます。	
11	生命保険では、被保険者が責任開始日から所定期間内に自殺したときは、保険金が支払われません。	
12	生命保険では、被保険者が自殺したときには、いかなる場合にも保険金が支払われません。	
13	火災保険のうち、住宅総合保険では、保険の対象である建物や家財が爆発事故によって損害を受けた場合、保険金が支払われます。	
14	火災保険のうち、住宅火災保険では、落雷によって保険の対象である建物に生じた損害に対して は保険金を支払いません。	
15	火災保険のうち、住宅総合保険では、保険の対象である建物または家財が水災によって損害を受けた場合には、保険金は支払われません。	
16	火災保険のうち、住宅火災保険では、保険の対象である家財の盗難による損害も補償します。	
17	火災保険のうち、住宅火災保険では、保険の対象である家財の盗難による損害は補償されません。	

問No.	問題文	解答欄
18	自動車保険のうち、自動車事故で、歩行者や自動車の同乗者、他の車の搭乗者などを死傷させた ような場合に備える保険を、対人賠償保険といいます。	
19	任意の自動車保険のうち、自動車事故で、他人の車や家などを壊したような場合に備える保険を、対物賠償保険といいます。	
20	自動車保険のうち、自動車事故で被保険自動車が壊れた場合や盗まれた場合などに備える保険を、 自損事故保険といいます。	
21	任意の自動車保険のうち、自損事故保険は、自動車事故で被保険者が死傷した場合や他人の車や家などを壊したような場合に備える保険です。	
22	自動車保険のうち、車両保険は、自動車事故で他人の車などを損傷させた場合などに備える保険です。	
23	任意の自動車保険のうち、車両保険では、自動車事故で被保険自動車が損傷した場合などに保険 金が支払われます。	
24	自動車保険のうち、搭乗者傷害保険は、自動車事故で自分の車に搭乗している人が死傷した場合に備える保険です。	
25	医療保険は、「病気」による入院、手術などに備える保険であり、「傷害」による入院、手術などはいっさい保障の対象になりません。	
26	医療保険には、保険期間を年数で定める定期タイプや一生涯の医療保障をする終身タイプがありますが、満期年齢を定めるタイプはありません。	
27	医療保険は、病気や傷害による入院、手術などに備える保険で、一生涯の医療保障をする終身タイプ、保険期間の年数や満期年齢を定める定期タイプがあります。	
28	がん保険には、保険期間を5年、10年などと定める定期タイプと一生涯を保障する終身タイプがあります。	
29	がん保険は、一般的に、無診査で告知のみで加入できますが、通常、保険期間の初日から一定期間(90日など)は保険金が支払われない旨が定められています。	
30	がん保険は、一般的に契約時は無診査で、契約成立の翌日から保障が始まり、がんと診断されると直ちに診断給付金が支払われる点に特徴があります。	
31	がん保険は、がんによる入院や手術に備える保険ですが、がんと診断されたときは、通常、診断 給付金が支払われます。	
32	介護保険は、被保険者が機能障害または認知症により一定の介護が必要な状態となり、この状態が一定期間継続したときに介護保険金や介護一時金が支払われる保険です。	
33	介護保険は、被保険者が機能障害または認知症により一定の介護が必要な状態となり、介護が必要な状態である旨の医師の診断がなされると、直ちに介護保険金や介護一時金が支払われる保険です。	
34	傷害保険は、人間の身体に異常をもたらす原因の「病気」と「ケガ」のうち、「ケガ」を対象とする保険です。	

問No.	問題文	解答欄
35	普通傷害保険は、日常生活の中で起こるさまざまな事故によるケガに備える最も基本的な傷害保険ですが、国外で発生する事故によるケガは補償されません。	
36	普通傷害保険は、日常生活の中で起こるさまざまな事故によるケガに備える最も基本的な傷害保険であり、国内および国外で発生する事故によるケガを補償します。	
37	交通事故傷害保険は、保険金を支払う場合を主に交通事故によるケガに限定した保険であり、国内および国外で発生する交通事故によるケガが保険金支払いの対象になります。	
38	交通事故傷害保険は、保険金が支払われる場合を、主として交通事故によるケガに限定した保険ですが、国外で発生する交通事故によるケガは補償されません。	

問No.	問題文	解答欄
1	ア とは、人の死亡や老後の所得喪失などに備える保険で、人の生存または死亡に関する出来事を対象とします。 ア は、保険事故により、「死亡保険」、「生存保険」および「 イ 」の3つに分類されます。 選択肢 ①生命保険 ②傷害保険 ③終身保険 ④生死混合保険 ⑤養老保険	ア- イ-
2	生命保険は、アの決定方法により、イと変額保険とに分類されます。 イとは、通常、契約時に定めた保険金の額が保険期間中適用される生命保険をいい、主として株式や債券などの有価証券に投資し、その運用実績に応じて実際に支払われる保険金の額や解約返れい金等が変動する生命保険を変額保険といいます。 選択肢 ①保険金の額 ②保険料 ③定額保険 ④定期保険	ア- イ-
3	火災保険とは、建物や ア が火災や イ ・破裂・爆発などの事故によって損害を受けたとき、その損害を補償する保険 (ウ 危険に備える保険)です。 選択肢 ①動産 ②自動車 ③生命 ④財産 ⑤生活 ⑥津波 ⑦落雷	ア- イ- ウ-
4	人間の身体に異常をもたらす原因を大別すると「病気」と「ア」に分けることができますが、そのうちの「ア」を対象とする保険が傷害保険です。 イ 保険は、病気や ア による 入院、手術などに備える保険です。一生涯の医療保障をするタイプ、保険期間を年数で定めるタイプや満期年齢を定めるタイプがあります。 選択肢 ①ケガ ②老化 ③生命 ④医療 ⑥がん	ア- イ-

第5編 保険の周辺知識

第5編では、「保険と法律」「保険と税金」「少額短期保険業を取り巻く業界」の理解度をチェックします。

1. 正誤問題

問No.	問題文	解答欄
1	不法行為(民法第 709 条)により損害が発生した場合、被害者は、加害者に故意または過失があったことを証明しなくても、損害賠償金を取得することができます。	
2	不法行為責任は、故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害した場合に生じる責任であり、あらかじめ契約関係にある者の間でのみ成立します。	
3	不法行為責任(民法第709条)において、被害者が加害者に対して損害賠償を請求する場合、被害者は、加害者に故意または過失があったことを証明しなければなりません。	
4	損害賠償責任において、不法行為責任はあらかじめ契約関係にある者の間で成立しますが、債務 不履行責任は契約関係を前提としません。	
5	債務者が契約上の義務を果たさなかったことにより債権者から損害賠償を請求された場合、債務者は、自らに責任がないことを証明しない限り、損害賠償責任を負うことになります。	
6	債務者が、債権者との契約上の義務を果たさなかったことにより、債権者から損害賠償の請求を 受けた場合、損害賠償責任を免れることはいっさいできません。	
7	自動車保険(対人・対物賠償保険)や各種の賠償責任保険は、偶然の事故により加害者が法律上 の損害賠償責任を負担することになった場合の損害を補償します。	
8	損害保険業界で取り扱っている各種の賠償責任保険は、加害者が、偶然な事故で法律上の損害賠 償責任を負担することになった場合の損害を補償することにより、結果として被害者救済を図っ ています。	
9	交通事故における損害賠償責任は、加害者側だけでなく、被害者側にも落ち度(過失)があるのが一般的であり、このような場合には、加害者は、被害者側の過失の割合に基づき、被害者側が 負う分を差し引いて、被害者に損害を賠償することになります。これを「過失相殺」といいます。	
10	加害者は、被害者側に過失がある場合には、その過失の程度に応じて実際の損害額を減額して賠償するので、賠償責任保険ではその減額後の損害賠償額が保険金として支払われます。	
11	失火により他人の家に延焼損害を与えた場合、民法の不法行為に関する規定に優先して「失火責任法」が適用され、その失火が「重過失」により生じたときでも、損害賠償責任は発生しません。	
12	過失による火災(失火)で、他人の家に延焼損害を与えた場合、失火責任法の規定により、その 失火が「重過失」により生じた場合を除き、火元は損害賠償責任を負いません。	
13	相続とは、死亡した人(被相続人)の財産上のいっさいの権利・義務を他の人(相続人)が引き継ぐことをいい、被相続人は、原則として遺留分を侵さない限り、遺言で相続財産を自由に処分することができます。	

問No.	問題文	解答欄
14	遺言によって特定の者が全財産を相続することになると、他の相続人には何の権利も残されず、 不都合な事態が生じるので、一定範囲の相続人に対し、遺言の内容にかかわらず最低限相続できる財産割合を定めていて、これを遺留分といいます。	
15	遺言によって特定の者が全財産を相続することになると、他の相続人には何の権利も残されず、 不都合な事態が生じるので、一定範囲の相続人に対し、遺言の内容にかかわらず最低限相続できる財産割合を定めており、これを指定相続分といいます。	
16	遺言は、民法の法定相続の規定に優先して被相続人の意思を実現させる制度であり、その方式についての法律上の定めはありません。	
17	被相続人は、遺言によって自分の財産を自由に処分することができますが、法律上、遺言の方式については特に制限はありません。	
18	被相続人の遺族が子および父母(直系尊属)である場合、それらの者はいずれも相続人となります。	
19	民法上、被相続人の配偶者は常に相続人となりますが、内縁の場合は相続権はありません。	
20	被相続人の遺族が配偶者と子および被相続人の兄弟姉妹の場合、兄弟姉妹には相続権がなく、配偶者と子の法定相続分は、配偶者が2分の1、子が2分の1となりますが、子が複数いる場合には、子の相続分は原則として均等になります。	
21	民法では、被相続人に子(代襲相続人を含みます)がいない場合、親(直系尊属)と配偶者が相続人となりますが、その法定相続分は親が3分の2、配偶者が3分の1となります。	
22	民法では、相続人となる者の範囲や順序が定められていますが、子(代襲相続人を含む)および親(直系尊属)がいない場合には、配偶者のみが相続人となり、兄弟姉妹は相続人とはなりません。	
23	相続人が2人以上の場合で遺産を分割するには、「遺言による分割」、「各相続人による協議分割」、「家庭裁判所による分割」の3つの方法があります。	
24	相続で引き継いだ財産には、相続税が課せられるが、相続税の課税対象となる財産には、死亡保険金や死亡退職金などは含まれません。	
25	保険契約者と被保険者が同一人の生命保険契約で死亡保険金が支払われる場合、その保険金は贈与税の課税対象となります。	
26	保険契約者と被保険者が同一人の生命保険契約で死亡保険金が支払われる場合、その保険金は相続税の課税対象となります。	
27	保険契約者と保険金受取人が同一人(夫)で、被保険者がその妻である生命保険契約の場合、夫が受け取った死亡保険金は夫の一時所得となり、所得税の課税対象となります。	
28	保険契約者と保険金受取人が夫で、被保険者が妻の生命保険契約では、夫が受け取った死亡保険金は夫の一時所得となり、受け取った額の全額が所得税の課税対象となります。	
29	保険契約者と被保険者が同一人の生命保険契約で死亡保険金が支払われた場合、その保険金は相続税の課税対象となります。	

問No.	問題文	解答欄
30	保険契約者を夫、被保険者をその妻、その夫妻の子を保険金受取人とする生命保険契約で、子が 死亡保険金を受け取った場合、その保険金の全額が贈与税の課税対象となります。	
31	生命保険契約の被保険者が身体に傷害を受け、障害給付金・入院給付金等を受領した場合には、所得税の課税対象となります。	
32	被保険者本人が生命保険や傷害疾病定額保険の入院給付金を受け取った場合、経済的保障の観点から、受け取った給付金は非課税となります。	
33	生命保険や傷害疾病定額保険において、高度障害保険金(給付金)、障害給付金、入院給付金などは、その支払いを受けた者が、身体に傷害を受けた者(被保険者)またはその配偶者や直系血族、あるいは生計を一にするその他の親族であるときは、非課税となります。	
34	保険契約者と被保険者が同一人の生命保険契約で死亡保険金が支払われた場合には、保険金受取人が相続人であるか否かにかかわらず、保険金受取人1名につき、500万円までの金額が非課税となります。	
35	贈与税の課税対象となる場合、課税対象となる金額は、死亡保険金から、基礎控除額を差し引いた金額となり、基礎控除額は、贈与額が110万円までのときはその全額、110万円を超えるときは一律110万円となります。	
36	親から推定相続人である子に財産を贈与する場合、相続時精算課税を選択することで、贈与時点においては 2,500 万円までは非課税となり、非課税枠を超える分について税率 20%をかけた金額が贈与税として課税されます。	
37	火災保険金のように「モノ」に損害が生じたことにより支払われる保険金は、利得を生じないため、原則として非課税となります。	
38	火災保険金のように「モノ」に損害が生じたことにより支払われる保険金は、所得税の課税対象 となります。	
39	傷害保険契約により死亡保険金が支われた場合、その保険料の負担者や保険金受取人、被保険者が誰であったかによって、相続税、所得税または贈与税のいずれかが課税されます。	
40	共済事業は、協同組合等の団体が、構成員の福利厚生または経済的地位の安定・向上のために、 保険のしくみを使って行う保障事業です。	
41	JA共済連は、金融庁の監督のもと、原則として農協(JA)の組合員とその家族を対象に共済 事業等を行っています。	
42	農業協同組合は、農業生産力の増進と農業者の経済的・社会的地位の向上を図ることを目的とする農業者による協同組織であり、営利を目的とせず、共済事業のほかに販売・購買事業、信用事業、営農・生活指導等を行っています。	
43	消費生活協同組合(生協)は、組合員の生活の文化的および経済的な改善・向上を図ることを目的として、厚生労働省・各都道府県の監督のもと、組合員を対象に共済事業等を行っています。	
44	消費生活協同組合(生協)は、組合員の生活の文化的および経済的な改善・向上を図ることを目的として、農林水産省・各都道府県の監督のもと、組合員を対象に共済事業等を行っています。	

問No.	問題文	解答欄
45	養老生命共済や建物更生共済は、JA共済連が取扱う共済種類です。	
46	養老生命共済や建物更生共済は、全労済が取扱う代表的な共済種類です。	
47	こくみん共済は、JA共済連が取扱う共済の種類の1つです。	
48	こくみん共済は、全労済が取扱う代表的な共済商品の1つです。	

問No.	問題文	解答欄
1	相続とは「ア」の財産上のいっさいの権利・義務を他の人が引き継ぐことをいいます。「ア」は、原則として遺留分を侵さない限り、「イ」で相続財産を自由に処分することができます。 選択肢 ①相続人 ②被相続人 ③協議分割 ④遺言	ア- イ-
2	民法では、死後においても、自分の財産の処分についてその人の意思を実現させるための手段として「ア」の制度を定めています。ただし、「ア」によって特定の者が全財産を相続することになると、他の相続人には何の権利も残されず不都合な事態が生じるため、一定範囲の相続人に対し、「ア」の内容にかかわらず最低限相続できる財産割合が定められており、これを「イ」といいます。 選択肢 ①代襲相続 ②遺言 ③指定相続分 ④遺留分	ア- イ-
3.	生前に自分の財産を無償で他の人に与えることを「ア」」といいます。保険契約者の生存中に保険契約者以外の人が死亡保険金を受け取った場合は、死亡保険金から、「イ」を差し引いた金額が、「ア」税の課税対象となります。 選択肢 ①相続 ②遺言 ③贈与 ④特別控除額 ⑤基礎控除額	ア- イ-

解答

※掲載頁は、2013(平成25)年4月版の少額短期保険募集人教育テキストの掲載頁です。

第1編 保険の基礎知識

1.正誤問題 (P1~3)

問No.	解答	掲載頁
1	0	P.2
2	×	P.3
3	×	P.3
4	0	P.3
5	×	P.3
6	0	P.3
7	0	P.3
8	×	P.4
9	0	P.4
10	0	P.4
11	×	P.4
12	0	P.4

問No.	解答	掲載頁
13	0	P.5
14	×	P.5
15	0	P.5
16	0	P.6
17	×	P.6
18	0	P.6
19	×	P.6
20	0	P.7
21	×	P.7
22	0	P.7
23	0	P.7
24	×	P.7

解答	掲載頁
×	P.8
0	P.8
0	P.8
×	P.8
×	P.8
0	P.9
0	P.11
×	P.11
0	P.11
0	P.11
0	P.11
×	P.12
	× 0 0 × × 0 0 0 0 0

問No.	解答	掲載頁
37	0	P.12
38	×	P.12
39	×	P.12
40	0	P.12,13
41	×	P.12
42	×	P.12
43	×	P.12
44	0	P.12
45	0	P.13
46	×	P.13
		·

2.語群選択問題(P4)

問No.	解答	掲載頁
	ア-③高く	
1	イ-②保険料率	P.6
	ウ-⑤公平の原則	
	ア-⑥保険契約申込書	
2	イ-⑤申込み	P.7
	ウ-③承諾	
3	アー④国民健康保険	P12
3	イ-②業務上または通勤途上	F.12

問No.	解答	掲載頁
4	ア-②業務上または通勤途上	P.12
4	イ-③休業補償給付	P.12
5	ア-①国民年金	P.12
5	イ-②厚生年金保険	P.12
6	ア-②失業	P12
0	イ-③所得	P.12

第2編 少額短期保険業

1.正誤問題(P5~8)

問No.	解答	掲載頁
1	0	P.18
2	×	P.18
3	0	P.18
4	×	P.18
5	0	P.18
6	×	P.18

問No.	解答	掲載頁
7	0	P.18
8	×	P.18
9	0	P.19
10	0	P.19
11	0	P.19
12	0	P.19

問No.	解答	掲載頁
13	×	P.20
14	×	P.20
15	×	P.20
16	0	P.20
17	0	P.20
18	×	P.20

問No.	解答	掲載頁
19	×	P.20
20	×	P.20
21	×	P.20
22	×	P.21
23	×	P.21
24	0	P.21

問No.	解答	掲載頁
25	×	P.21
26	×	P.21
27	0	P.21
28	0	P.21
29	×	P.21
30	×	P.21
31	0	P.21

問No.	解答	掲載頁
32	0	P.21
33	×	P.21
34	0	P.21
35	×	P.21
36	0	P.21
37	0	P.21
38	×	P.21

問No.	解答	掲載頁
39	0	P.22
40	×	P.22
41	×	P.22
42	0	P.22
43	0	P.22
44	×	P.22
45	0	P.22
		•

問No.	解答	掲載頁
46	×	P.22
47	0	P.22
48	0	P.22
49	×	P.22
50	×	P.22
51	0	P.22
	46 47 48 49 50	46 × 47 O 48 O 49 × 50 ×

2.語群選択問題(P8)

問No.	解答	掲載頁
	ア-② 2年	
1	イ-⑥政令	P.18
	ウ-④1,000 万円	
	ア-⑥内閣総理大臣	
2	イ-②登録	P.18
	ウ-④定款	
	ア-①1,000 万円	
3	イ-③1年	P.20
	ウ-④2年	

問No.	解答	掲載頁
	ア-② 300	
4	イ-④ 600	P.20
	ウ-⑤ 1,000	
	ア-① 80	
5	イ-④ 600	P.20
	ウ-⑤ 1,000	

第3編 コンプライアンス

問No.	解答	掲載頁	問No.	解答	掲載頁	問No.	解答	掲載頁
1	×	P.26	16	×	P.30	31	0	P.34
2	0	P.26	17	0	P.30	32	×	P.34
3	0	P.26	18	×	P.30	33	×	P.34
4	×	P.27	19	×	P.30	34	×	P.34
5	0	P.27	20	0	P.31	35	0	P.34
6	0	P.27	21	×	P.31	36	×	P.35
7	×	P.28	22	×	P.31	37	0	P.35
8	0	P.28	23	×	P.31	38	0	P.35
9	0	P.29	24	×	P.31	39	0	P.36
10	×	P.29	25	0	P.31	40	×	P.36
11	0	P.29	26	0	P.32	41	0	P.36
12	0	P.30	27	0	P.32	42	0	P.36
13	×	P.30	28	0	P.32	43	×	P.36
14	0	P.30	29	×	P.33	44	0	P.37
15	×	P.30	30	×	P.34	45	×	P.37

問No.	解答	掲載頁
16	×	P.30
17	0	P.30
18	×	P.30
19	×	P.30
20	0	P.31
21	×	P.31
22	×	P.31
23	×	P.31
24	×	P.31
25	0	P.31
26	0	P.32
27	0	P.32
28	0	P.32
29	×	P.33
30	×	P.34

問No.	解答	掲載頁
31	0	P.34
32	×	P.34
33	×	P.34
34	×	P.34
35	0	P.34
36	×	P.35
37	0	P.35
38	0	P.35
39	0	P.36
40	×	P.36
41	0	P.36
42	0	P.36
43	×	P.36
44	0	P.37
45	×	P.37

問No.	解答	掲載頁
46	×	P.37
47	0	P.37
48	0	P.37
49	×	P.37
50	0	P.38
51	×	P.38
52	×	P.39
53	0	P.39
54	×	P.39
55	0	P.39
56	×	P.39
57	0	P.39
58	×	P.39
59	0	P.39
60	×	P.40

問No.	解答	掲載頁
61	0	P.40
62	0	P.40
63	0	P.40
64	×	P.40
65	0	P.40
66	×	P.40
67	×	P.40
68	×	P.40
69	0	P.40
70	×	P.40
71	0	P.40
72	×	P.41
73	0	P.41
74	×	P.41
75	0	P.41
76	×	P.41
77	×	P.41
78	0	P.41
79	×	P.41
80	0	P.41
81	0	P.42
82	0	P.42
83	×	P.42
84	×	P.42
85	×	P.42
86	0	P.43
87	0	P.43
88	×	P.43
89	0	P.43
90	×	P.43
91	×	P.43
92	×	P.43

問No.	解答	掲載頁
93	0	P.44
94	×	P.44
95	0	P.44
	0	
96		P.44
97	×	P.44
98	×	P.44
99	0	P.45
100	×	P.45
101	×	P.48
102	×	P.48
103	X	P.48
104	0	P.49
105	0	P.49
106	×	P.49
107	0	P.49
108	0	P.49
109	0	P.50
110	0	P.50
111	0	P.50
112	0	P.50
113	0	P.50
114	×	P.50
115	X	P.53
116	×	P.53
117	0	P.54
118	0	P.54
119	×	P.54
120	×	P.53
121	×	P.53
122	0	P.53
123	0	P.53
124	×	P.55
		l

問No.	解答	掲載頁
125	×	P.55
126	0	P.55
127	×	P.55
128	0	P.55
129	0	P.55
130	×	P.55
131	0	P.55
132	0	P.56
133	×	P.57
134	×	P.57
135	×	P.57
136	0	P.57
137	×	P.58
138	0	P.58
139	0	P.58
140	0	P.58
141	×	P.58
142	0	P.58
143	0	P.60
144	×	P.61
145	0	P.61
146	0	P.62
147	×	P.62
148	×	P.62
149	0	P.62
150	×	P.62
151	0	P.62
152	0	P.62
153	0	P.63
154	0	P.63
155	0	P.63
156	×	P.63

問No.	解答	掲載頁
157	0	P.64
158	×	P.64
159	×	P.64
160	0	P.64
161	×	P.64
162	0	P.64
163	×	P.64
164	0	P.64
165	0	P.64
166	×	P.64
167	×	P.64
168	0	P.65
169	×	P.65
170	0	P.65
171	×	P.65
172	×	P.65
173	0	P.65
174	×	P.65
175	0	P.66
176	0	P.66
177	×	P.66
178	0	P.66
179	×	P.66
180	×	P.66
181	0	P.67
182	×	P.67
183	0	P.67
184	0	P.67
185	×	P.68
186	0	P.68

2.語群選択問題(P21~23)

2.請研選択问題(P21~23)			
問No.	解答	掲載頁	
	ア-6.代理または媒介		
1	イ-3.最適な保険の提案	P.26	
	ウ-1.コンサルティング活動		
	ア-4.委託契約書		
2	イ-2.保険契約の維持・管理	P.26,	
2	ウ-6.保険契約者等からの事故報告	P.27	
	の受付		
	ア-1.保険業法		
3	イ-3.保険契約者等	P.30	
	ウ-5.国民生活		
4	ア-4.重要事項説明書	P36	
4	イ-2.非対面方式	P.30	
5	ア-4.資金援助	P.37	
5	イ-2.該当しない	P.37	
	ア-5.少額短期保険業者		
6	イ-2.書面(郵送)	P.46	
	ウ-4.遅い日		
	ア-1.誤認させた		
7	イ-3.困惑させる	P.49	
	ウ-5.取り消す		
	ア-3.対象		
8	イ-5.説明義務	P.50	
	ウ-1.勧誘方針		

問No.	解答	掲載頁
9	ア-3.金融商品販売業者等	
	イ-5.断定的判断の提供	P.50
	ウ-2.元本欠損額	
	ア-6.マネー・ローンダリング	
10	イ-3. 200 万円	P.53
	ウ-2. 7年間	
	ア-3.適法で公正な手段	P.57,
11	イ-4.利用目的	P.58
	ウ-6.安全管理措置	P.30
	ア-4.告知義務	
12	イ-5.故意または重大な過失	P.60
	ウ-2.解除する	
13	ア-2.定められた書面	P60
13	イ-6.告知義務	F.00
	ア-2.定められた書面	
14	イ-4.故意または重大な過失	P60
14	ウ-6.契約を解除することができ	P.00
	ます	
	ア-2.確認	
15	イ-3.保険金請求手続き	P.66
	ウ-5.保険金支払いの有無・支払額	

第4編 保険商品の概要

1.正誤問題(P24~26)

問No.	解答	掲載頁
1	0	P.72
2	×	P.72
3	0	P.72
4	0	P.72
5	0	P.72
6	0	P.73
7	×	P.73
8	×	P.72,
0	^	P.73
9	0	P.73
10	×	P.73

問No.	解答	掲載頁
11	0	P.73
12	×	P.73
13	0	P.74
14	×	P.74
15	×	P.74
16	×	P.74
17	0	P.74
18	0	P.75
19	0	P.75
20	×	P.75
21	×	P.75

問No.	解答	掲載頁
22	×	P.75
23	0	P.75
24	0	P.75
25	×	P.76
26	×	P.76
27	0	P.76
28	0	P.76
29	0	P.76
30	×	P.76
31	0	P.76
32	0	P.76

問No.	解答	掲載頁
33	×	P.76
34	0	P.76
35	×	P.76
36	0	P.76
37	0	P.76
38	×	P.76

2.語群選択問題(P26)

問No.	解答	掲載頁
4	ア-①生命保険	P72
	イ-④生死混合保険	P12
2	ア-①保険金の額	P73
	イ-③定額保険	P73

問No.	解答	掲載頁
	ア-1動産	
3	イ-⑦落雷	P74
	ウ-④財産	
4	ア-①ケガ	D76
	イ−④医療	P76

第5編 保険の周辺知識

1.正誤問題(P27~30)

問No.	解答	掲載頁
1	×	P.80
2	×	P.80
თ	0	P.80
4	×	P.80
5	0	P.80
6	×	P.80
7	0	P.80
8	0	P.80
9	0	P.81
10	0	P.81
11	×	P.81
12	0	P.81

問No.	解答	掲載頁
13	0	P.82
14	0	P.82
15	×	P.82
16	×	P.82
17	×	P.82
18	×	P.83
19	0	P.83
20	0	P.83
21	×	P.83
22	×	P.83
23	0	P.84
24	×	P.84

問No.	解答	掲載頁
25	×	P.86
26	0	P.86
27	0	P.86
28	×	P.86
29	0	P.86
30	×	P.86
31	×	P.87
32	0	P.87
33	0	P.87
34	×	P.87
35	0	P.87
36	0	P.87

問No.	解答	掲載頁
37	0	P.90
38	×	P.90
39	0	P.90
40	0	P.92
41	×	P.92
42	0	P.92
43	0	P.92
44	×	P.92
45	0	P.93
46	×	P.93
47	×	P.93
48	0	P.93

2.語群選択問題(P30)

問No.	解答	掲載頁
1	ア-②被相続人 イ-④遺言	P.82
2	ア-②遺言 イ-④遺留分	P.82
3.	ア-③贈与 イ-⑤基礎控除額	P87